

仕 様 書

台 設 数 置	1 台（設置場所：生駒市子育て支援総合センター内）		
機 械 全 般	占有面積	（幅）1,000mm×（奥行）800mm以下	
	形式等	据置き型、フルカラー、A3 サイズ原稿対応、 100v・15A・60Hz 電源対応	
	給紙	内蔵トレイ	500 枚以上×4、B5～A3
		手差し	連続 100 枚以上、はがき、長形 3 号～A3
ソート	20 部以上（オフセット）		
コ ピ ー 機 能	複写倍率	固定	50%、70%、81%、86%、115%、122%、141%、自動
		任意	25%～400%（1%単位）
	連続複写速度 （A4 横）	モノクロ・フルカラー等倍 40 枚／分以上	
	自動両面機能	自動両面原稿送り装置装備（両面同時読み込み）	
	解像度	読み取り書き込みとも 600dpi 相当以上。	
階調	階調は 256 階調以上であること。		
プ リ ン タ ー 機 能	イーサネット（100BASE-TX/10BASE-T）対応。プリンター使用時でのモノクロ/カラーの自動切換機能があり、料金の振り分けが可能なもの		
	セキュリティ対策として暗証番号等によるプリント制限機能付き		
ネ ッ ト ス キ ャ ナ 機 能	イーサネット（100BASE-TX/10BASE-T）対応 フルカラーレスキャナ、Windows10（64bit・32bit）以上対応		
	スキャニングした画像を本体機械側からの操作により、一時的に本体にデータ蓄積できる機能があるもの。（外付け機器によりデータの蓄積ができるものでも可とし、その機器に要する費用も含めて積算する）		
	読み取り解像度は、200dpi から 600dpi までの範囲内で選択できるもの		
	自動送り装置を使用してスキャニングできる機能を有すること （A4 横片面フルカラー原稿で、解像度 200dpi の場合で、35 枚/分以上とする）		
	ファイル形式は、PDF・JPEG・TIFF に変換が可能なこと。		
そ の 他 機 能	ファックス機能	スーパーG3	
	トレイ	コピー・プリンターとファックスの排紙トレイが分離されているもの	
	ステープル	最大枚数が A4 サイズ 45 枚以上であること	
そ の 他 使 用 条 件	賃貸借期間	令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日まで （地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）	
	保守及び消耗品の供給	保守点検及びフルカラー複合機の動作に必要なトナー等の消耗品の供給を含む	
	使用予定枚数 （年間）	モノクロ	150,000 枚 （約 12,500 枚/月）
フルカラー		35,000 枚 （約 2,900 枚/月）	

※予定枚数は令和 4 年 10 月から令和 5 年 9 月までの実績に基づく、月枚数は切捨てで計算

- (1) フルカラー複合機は、国産メーカーの新品とし、仕様と同等又はそれ以上のものを設置すること。
- (2) フルカラー複合機は、常時正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等を派遣し、点検及び調整等を行うこと。また、フルカラー複合機が故障した場合は、早急に正常な状態に復旧すること。
- (3) 定期的な巡回又は申し出によりトナー等のフルカラー複合機の動作に必要な消耗品の供給を行うこと。
- (4) 見積金額は、フルカラー複合機の賃貸借、保守及び消耗品の供給（コピー用紙を除く）に係る5年間の総額を記入することとし、内訳にはそれぞれ1コピーあたりの単価を記入すること。（見積金額と内訳の総額を合致させること。）
- (5) 使用予定枚数は、使用枚数を補償するものではなく、最低補償枚数についても設定しない。契約は、入札書の内訳に記入した金額で単価契約するものとする。
- (6) コピー使用料金の請求は、毎月末に使用枚数を確認した上、各コピー単価×枚数×1.1（消費税及び地方消費税相当分）で得た額の合計とし、それぞれ円未満の端数は切り捨てるものとする。（本契約期間中に消費税の率の改正が行われた場合は、改定された率に応じて上記計算式を修正するものとする。）
- (7) パソコンのプリンターとして使用（Standard TCP/IP Port 使用）できるよう、既存のネットワーク環境への接続作業を行うこと。ただし、プリンタードライバの各パソコンへのインストールは、本市が行うものとする。
- (8) プリンターとして接続するパソコンの台数は、約 40 台。
- (9) 旧機械の撤去費用を含むものとする。（旧機械名:MX-4171）